

指名停止等一覧表

(期間 平成25年7月1日～平成25年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社 小玉	北海道苫小牧市栄町2丁目2番10号	平成25年6月14日	平成25年7月25日	6週間	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号(不正又は不誠実な行為)、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	胆振東部森林管理署と契約した立木販売契約(胆振東部森林管理署226に、285は、288にほへ林小班 平成22年7月22日付け締結)の実施において、監督職員から事業着手前に現場代理人等に対し、区域や伐倒対象木に係る留意事項を事前に周知されていたにもかかわらず、十分な現地確認を怠り隣接する契約対象区域外の立木12本(エゾマツ外1種15.81m3)を契約対象区域と錯誤して伐採するという法令違反及び契約違反となる行為を行った。
一般財団法人 日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂7-10-20	平成25年7月16日	平成25年9月15日	2ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号(不正又は不誠実な行為)	九州地方整備局外9機関が共同して発注した「平成24年度積算システム運用管理業務」において、システムプログラムの配信データの動作確認を一部行わなかったために、当該システムにて算出した予定価格が一部適切に算出されず、近畿地方整備局管内事務所発注の工事2件において契約解除を発生させた。このことは、契約の相手方として不適切であるため。
株式会社 イワクラ	北海道苫小牧市晴海町23-1	平成25年9月10日	平成25年10月9日	1ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号(不正又は不誠実な行為)、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)、「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4の(2)(契約違反、事故、不正行為等)	株式会社イワクラ倶知安出張所が、後志森林管理署と契約した立木販売契約(後志森林管理署2274は林小班ほか9カ所・1路線、平成24年10月24日付け締結)の実施においては成田産業(株)に下請けしていたが、伐区外の搬出路作設(既設路の活用等)に当たり、支障木を所定の手続きをしないまま重機で押しつけて立木(本数291本、材積30.7m ³)に損傷を生じさせたものである。
株式会社 建築工房	北海道札幌市中央区大通西15-2-8	平成25年9月27日	平成25年11月26日	2ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	留萌開発建設部発注の「留萌開発建設部管内除雪ステーション耐震改修設計その他業務」の入札において、調査基準価格を下回る価格で最低価格入札者となり、低入札価格調査を行おうとしたところ同調査を拒否した。このことは、契約の相手方として不適切であるため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。